

青森県報

第千六十五号

令和八年
五月十五日
(金曜日)

目次

告 示

○公衆浴場入浴料金の価格の一部改正……………(保健衛生課) ……一

公 告

○パーソナルコンピュータ賃貸借契約(令和八年度)に係る

一般競争入札……………(行政経営課) ……一

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三

○右 同……………(同) ……四

公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院達課) ……四

告 示

青森県告示第三百十六号

平成九年七月十一日青森県告示第四百九十六号(公衆浴場入浴料金の価格)の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から施行する。

令和八年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一中「四百八十円」を「五百三十円」に改め、二中「百七十円」を「二百円」に改め、三中「八十円」を「百円」に改める。

青森県告示第三百十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	二	十和田市	令和八・四・二〇

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約(令和八年度)に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

令和九年二月一日から令和十三年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和八年六月八日 午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

令和八年六月二十五日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟五階五一〇会議室

令和八年六月二十六日 午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札金額をもって令和八年度の契約金額とする。ただし、令和九年度から令和十二年度までの各年度の契約金額は、落札金額に六を乗じた額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、令和十三年度の契約金額は落札金額に七を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

6 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受について電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. June 25, 2026

3 Contact point for the notice:

Administrative Management Division
Department of General Affairs

Aomori Prefectural Government

2-4-30 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-734-9160

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、平川原堰地区の県営土地改良事業(農業用河川工作物応急対策事業)計画を定め、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和八年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年五月十六日から同年六月四日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、北
市川排水路地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）
（更新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に
供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して
十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して
六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを
提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな
らないこととされている。

令和八年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年五月十六日から同年六月四日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令
第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月十五日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 物品等の名称及び数量

生化学自動分析装置・免疫測定装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県立中央病院管理室調達課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年三月三十日

五 落札者の名称及び住所

株式会社東北化学薬品株式会社青森支店

青森市問屋町一丁目八の一

六 落札金額

八千六百二十二万円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年二月十六日

<p>（発行人・発行人） 青森市長島一丁目一番二番一 号 青 森 県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七号 東奥印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚三付二十四円九十五銭</p>
--	---	---

県営平川原堰地区土地改良事業計画書

(農業用河川工作物応急対策事業)

青 森 県

目 次

第 1 章	目 的	1				
第 2 章	地域及び地積	1		第 2 節	営農計画及び土地利用計画 1 3
	第 1 節	地 域 1		1.	営農計画の概要 1 3
	第 2 節	地 積 1		2.	土地利用区分 1 3
第 3 章	現 況 2	2		3.	作付方式 1 3
	第 1 節	気 象 2		4.	生産計画 1 3
	1.	一般気象 2		5.	労働改善計画 1 3
	2.	特殊気象 2		第 3 節	用水計画 1 4
	第 2 節	土地状況 3		1.	計画基準年 1 4
	1.	地形、土壌及び浸食の程度 3		2.	計画かんがい方式 1 4
	2.	土地利用の状況 4		3.	計画用水系統 1 4
	3.	土地所有の状況 4		4.	計画用水量 1 4
	第 3 節	水利状況 5		5.	水源計画 1 6
	1.	用水状況 5		第 4 節	排水計画 1 7
	2.	排水状況 7		1.	計画基準雨量 1 7
	3.	河川状況 8		2.	計画排水方式 1 7
	4.	想定被害状況 8		3.	計画排水系統 1 7
	第 4 節	道路現況 8		4.	計画排水量 1 7
	1.	道路概況 8		5.	排水対策 1 7
	2.	主要道路一覧表 8		6.	たん水検討 1 7
	第 5 節	地域農業の概況 9		第 5 節	道路計画 1 7
	1.	産業別就業人口 9		1.	道 1 7
	2.	経営耕地広狭別農家数及び専兼別農家数 9		2.	路線配置図 1 7
	3.	動力農機具及び主要家畜頭数 1 0		第 6 節	洪水調節計画 1 8
	4.	主要作物作付状況 1 0		1.	計画基準雨量 1 8
	5.	農業の動向 1 1		2.	計画洪水量及び調節量 1 8
	第 6 節	地域環境の概況 1 1		3.	貯水池 1 8
第 4 章	一般計画 1 2	1 2		4.	洪水調節検討 1 8
	第 1 節	事業計画の要旨 1 2		5.	管理計画 1 8
	1.	要 旨 1 2		第 7 節	農用地整備計画 1 9
	2.	事業別面積 1 2		1.	区画整理 1 9
					2.	暗渠排水 1 9

3.	客	土	1 9
4.	農	地	1 9
第8節	老朽ため池改修計画		2 0
1.	洪水吐改修計画		2 0
2.	堤体補強計画		2 0
3.	取水施設改修計画		2 0
第 5 章	主要工事計画		2 0
第1節	用水施設		2 0
1.	貯	水	2 0
2.	頭	首	2 0
3.	揚	水	2 0
4.	用	水	2 1
第2節	排水施設		2 1
1.	排	水	2 1
2.	排	水	2 1
3.	排	水	2 1
4.	その他排水施設		2 1
第3節	道	路	2 2
1.	道路の総括表		2 2
2.	道路主要構造物		2 2
第4節	洪水調節施設		2 2
1.	貯	水	2 2
2.	頭首工及び導水路		2 2
第5節	農用地整備施設		2 3
1.	区	画	2 3
2.	暗	渠	2 3
3.	客	土	2 3
4.	除	礫	2 3
5.	農	地	2 3
第6節	老朽ため池改修施設		2 4
1.	貯	水	2 4
2.	堤体補強施設		2 4

第 6 章	附帯工事計画	2 4	
第 7 章	工事の着手及び完了の予定時期	2 4	
第 8 章	環境との調和への配慮	2 4	
第 9 章	換地計画の概要	2 4	
第1節	換地計画を作成する上での基本的な考え方	2 4	
第2節	換地区の設定	2 5	
1.	換地区の名称・所在・面積	2 5	
2.	換地区を設定する理由	2 5	
第3節	換地計画樹立の基本方針	2 5	
1.	従前の土地の地積の基準	2 5	
2.	用途別予定地積	2 5	
3.	農用地集団化の方針	2 5	
4.	非農用地換地の方法	2 5	
第4節	土地の評価及び清算の方法	2 5	
1.	評	価	2 5
2.	清	算	2 5
第5節	換地計画樹立の年度計画	2 5	
第 1 0 章	事業費の総額及び内訳	2 6	
第 1 1 章	効	用	2 6
第 1 2 章	関連する事業	2 7	
第 1 3 章	現況・計画図面	2 7	

第 1 章 目 的

本地区の農業水利施設は、一級河川馬淵川水系熊原川の上流部に位置し、受益面積23.9haの水田に農業用水を供給している固定堰である。既設頭首工は、頭首工地点において計画高水流量の流下能力不足や河床洗堀が確認され、大雨洪水時に堰や護岸等の付帯施設の機能喪失が強く懸念されているほか、河川管理者から堰改修に当たり、河川構造令に適合した改修計画とすることとし、現在の固定堰は原則可動堰化するよう指示を受けている状況にある。

このため、当該事業に取り組み取水施設及び付帯施設を改修することで、用水の安定供給機能の維持と河川治水上の懸念を解消し、受益地の生産基盤の整備、農村地域の防災・減災対策を進めるものである。

第 2 章 地域及び地積

第 1 節 地 域

(第1表)

地 域
三戸郡田子町

第 2 節 地 積

(令和7年10月現在) (第2表)

現状地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
三戸郡田子町	22.8	1.1	—	—	—	23.9	

第 3 章 現 況

第 1 節 気 象

1. 一般気象

(第3表-1)

観測所名	三戸地域気象観測所	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備 考
観測期間	平成27年～令和6年	5月～9月	10月～4月		
平均気温(℃)		19.7	4.2	10.7	
降水量	平均(mm)	665	487	1,152	
	基準年(mm)	623	468	1,091	令和6年
降水日数	平均(日)	52	72	124	
	基準年(日)	52	75	127	令和6年
根雪期間		12月25日～	2月28日	66日間	
無霜期間		5月19日～	10月9日	145日間	
最多風向		SW	最大風速 (風向)	10 m/s (SW)	最多風向発生時期 1月～12月 最大風速発生年月日 令和5年11月7日

2. 特殊気象

(第3表-2)

観測所名	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位			備 考
	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	数量	年月日	発生確率	
三戸地域気象観測所																
観測期間	昭和26年～令和6年															
最大日雨量(mm)	238	H11.10.28	1/846	154	H16.9.30	1/70	151	H2.10.26	1/57	145	H18.10.7	1/32	126	S61.8.5	1/15	
最大時間雨量(mm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
最大4時間雨量(mm)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
最大連続雨量(mm)	281	S42.9.11 ～ S42.9.22	1/57	257	H11.10.27 ～ H11.10.30	1/35	245	S33.7.22 ～ S33.7.29	1/27	233	H23.9.17 ～ H23.9.23	1/21	232	R2.6.30 ～ R2.7.16	1/21	
最大連続干天日数(日)	45	H19.5.1 ～ H19.6.14	1/92	42	H18.5.1 ～ H18.6.11	1/60	35	S48.6.24 ～ S48.7.28	1/20	35	H9.6.30 ～ H9.8.3	1/20	34	H1.7.13 ～ H1.8.15	1/17	

第 2 節 土地状況

1. 地形、土壌及び浸食の程度

(第 4 表- 1 - 1)

地 目	田						畑						受益地標高 (m)		備 考
	1/1,000 未満	1/1,000 ～ 1/100	1/100 ～ 1/20	1/20 ～ 1/11.5	1/11.5 以上	計	3° 未満	3° ～ 8°	8° ～ 15°	15° ～ 20°	20° 以上	計	最高	最低	
傾斜区分															
面 積 (ha)	—	22.8	—	—	—	22.8	1.1	—	—	—	—	1.1	220.0	190.0	
比 率 (%)	—	100.0	—	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0			

(第 4 表- 1 - 2)

項 目 土壤統 (区)名	土 壤 統 (区) 区 分 一 覧 表							面 積 (ha)	備 考
	土 壤 断 面								
	色	腐 植 礫 層	土 性			泥炭層黒泥層 及びグライ層			
表 土 層			下 層	土 層					
				一 層	二 層	三 層			
礫層土壤 砂土川床型	黒褐色	なし	有	SCL	SL	S	なし	23.9	

2. 土地利用の状況

(令和7年10月現在) (第4表-2)

土地利用別 市町村名	耕 地						小 計 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	そ の 他 (ha)	計 (ha)	備 考
	水 田 (ha)	畑										
		普 通 畑 (ha)	果 樹 園 (ha)	牧 草 地 (ha)	茶 園 (ha)	そ の 他 (ha)						
三戸郡田子町	22.8	1.1	—	—	—	—	23.9	—	—	—	23.9	

3. 土地所有の状況

(令和7年10月現在) (第4表-3)

区分	所有別	個人有	共有	国有	市町村有	計	備考
面積 (ha)		23.9	—	—	—	23.9	
受益者数 (人)		31	—	—	—	31	
筆数 (筆)		115	—	—	—	115	

第 3 節 水利状況

1. 用水状況

本地区の用水は、一級河川馬淵川水系熊原川を取水源とし、開水路となる用水路により導水し、かんがいている。

(1) 用水系統

現況用水系統模式図（次頁参照）

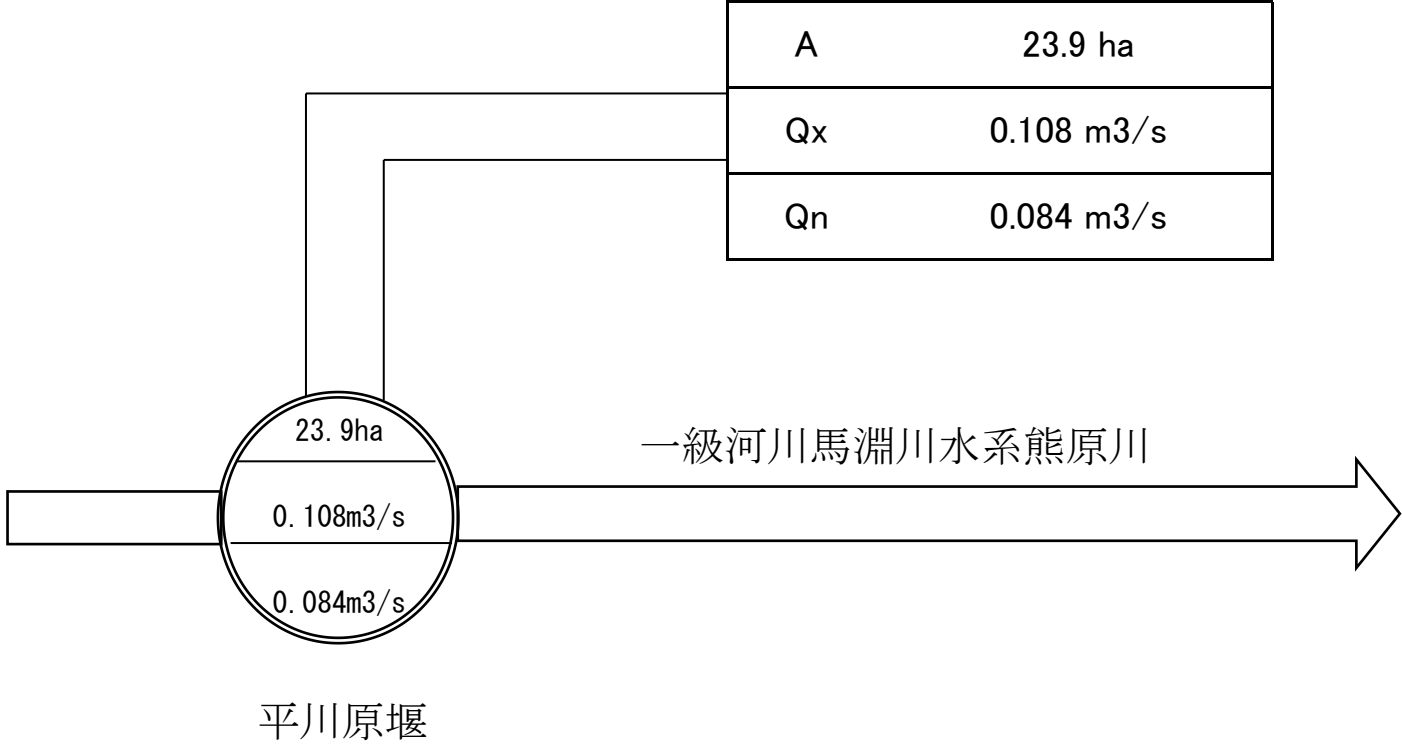
(2) 用水施設

(ア) 取水方法一覧表

(第 5 表 - 1)

項目 施設名	かんがい面積						計		水利権		慣行水利権		延べ取水量	備考
	500ha 以上	500~100ha		100ha 未満		箇所	ha	箇所	m ³ /s	箇所	m ³ /s	m ³ /s		
貯水池	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
井堰	-	-	-	-	1	23.9	1	23.9	-	-	1	0.108	0.108	
自然取水口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
揚水機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	1	23.9								

現 況 用 水 系 統 図



受益面積	A=23.9ha
代掻期最大	$Q_x=0.108\text{m}^3/\text{s}$
普通期最大	$Q_N=0.084\text{m}^3/\text{s}$

(イ) 改修を要する施設一覧表

(第5表-2)

項目 施設名	施設名 又は箇所数	受益面積 (ha)	構造	規模	新設年 又は更新年	改修を必要 とする理由	備考
貯水池	-	-	-	-	-	-	
井堰	平川原堰	23.9	固定堰	H2.0m×L17.2m	昭和20年	河床の保護による 災害防止	
自然取水口	-	-	-	-	-	-	
揚水機	-	-	-	-	-	-	
用水路	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	
計	-	23.9	-	-	-	-	

(3) 用水に関する被害状況

(ア) 用水不足による被害状況

該当なし

(イ) その他の被害状況

該当なし

2. 排水状況

(1) 排水系統

該当なし

(2) 排水施設

該当なし

(3) 排水に関する被害状況

該当なし

3. 河川状況

(1) 河川状況
該当なし

(2) 洪水に関する被害状況
該当なし

4. 想定被害状況

(第5表-9)

想定被害面積 (ha)				想定被害額 (千円)						備考
田	畑	その他	計	作物	農地	農業用 施設	公共 施設	家屋 その他	計	
22.8	1.1	—	23.9	13,157	—	1,335	11,900	—	26,392	

第4節 道路現況

1. 道路概況
該当なし

2. 主要道路一覧表
該当なし

第 5 節 地域農業の概況

1. 産業別就業人口

(第7表-1)

項目 市町村名	総数 (人)	農業 (人)	林業 (人)	漁業 (人)	鉱業 (人)	建設業 (人)	製造業 (人)	電気ガス	運輸	卸売	金融	不動	サービス業 (人)	公務 (人)	その他 (人)	備考
								熱供給 水道業 (人)	通信業 (人)	小売業 飲食店 (人)	保険業 (人)	産業 (人)				
三戸郡田子町	2,732	888	71	0	3	270	343	2	128	348	22	5	538	114	0	
比率 (%)	100.0	32.5	2.6	0.0	0.1	9.9	12.5	0.1	4.7	12.7	0.8	0.2	19.7	4.2	0.0	

e-Stat>統計データ>ファイル>国勢調査>令和2年国勢調査>就業状態等
基本集計より

2. 経営耕地広狭別農家数及び専兼業別農家数

(第7表-2)

区分 市町村名	農家 総 戸 数 (戸)	経営耕地広狭別農家数(戸)											1戸当たり平均農用地面積 (ha)						専兼業別農家数(戸)			備考										
		例外規定の適用 を受けるもの	0.3		0.5		1.0		1.5		2.0		3.0		5.0		10.0		20.0		自給的農家		田	畑	樹園地	小計	草地	計	専業	兼業		
			0.3 ~ 0.5	0.5 ~ 1.0	1.0 ~ 1.5	1.5 ~ 2.0	2.0 ~ 3.0	3.0 ~ 5.0	5.0 ~ 10.0	10.0 ~ 20.0	20.0 以上	第一種	第二種																			
三戸郡田子町	551	0	43	117	66	54	74	51	19	5	5	117	0.83	0.85	0.03	1.71	0.74	2.45														
比率 (%)	100.0	0.0	7.8	21.3	12.0	9.8	13.4	9.3	3.4	0.9	0.9	21.2	33.9	34.7	1.2	69.8	30.2	100.0														

2020年世界農林業センサス>確報>第1巻都道府県別統計書(青森県)
II 農業経営体(総数)>3経営耕地面積規模別経営体数
2020年世界農林業センサス>確報>第1巻都道府県別統計書(青森県)
自給的はIV総農家等>2経営耕地のある農家数と経営耕地面積

2020年世界農林業センサスII 農業経営体(総数)>確報>
第1巻都道府県別統計書(青森県)>7経営耕地の状況
専兼業部別農家数は、令和2年度より調査項目対象外の
ためデータ無

3. 動力農機具及び主要家畜頭数

(第7表-3)

項目 市町村名	動力農機具						備考
	農用 トラクター		コンバイン		動力田植機		
	数量 (台)	戸数 (戸)	数量 (台)	戸数 (戸)	数量 (台)	戸数 (戸)	
三戸郡田子町							
100戸当たり数量(台,頭)							
利用戸数割合(%)							

4. 主要作物作付状況

※1 農林水産省HP>統計情報>農業生産に関する統計>作物統計>面積調査>市町村別データ>令和6年(e-Stat)>耕地面積>青森県

※2 2020世界農林業センサス>確報>第1巻 都道府県別統計書(青森県)

(第7表-4)

市町村名		三戸郡田子町		作付率(%)	備考
総耕地面積(ha)		2,658			
区分		作付面積(ha)	単位面積当たり収量(kg/10a)	作付率(%)	備考
作物名					
田	水稻	367	559	45.3	本地面積全体 2,530 ha
	大豆	5	140	0.6	
	そば	20	34	2.5	
	小計	392		48.4	
畑	その他作物(にんにく他)	2,138	-	124.3	810 ha
	小計	2,138		124.3	
計		2,530		100.0	畑
市町村別延べ作付率(%)		100.0			1,720 ha

5. 農業の動向

2015年農林業センサス添付CD II 農業経営体、V 販売農家、H22年産農作物統計
 2020年世界農林業センサス 専業別農家数、自営農業従事日数別農業従事者数、経営耕地の状況、農業用機械を所有している経営体数と所有台数、H27年産作物統計

(第7表-5)

区分	項目	農 家		土 地		主 要 作 物			大 家 畜			動 力 農 機 具			地域指定等	備 考		
		B	A	B	A	作 物 名	B	A	農 機 具 名	B	A							
変化の状況	(C年を100とする指数)	総農家数	82	65	耕地	85	57	水 稲	86	78				農 用 トラクター	86	-	【田子町】 農業振興地域 (昭和46年) 振興山村地域 (昭和42年) 過疎地域 (平成4年) 酪農近代化計画 (平成23年) 果樹濃密生産団地 平成元年 りんご・ぶどう ・なし	A: 令和2年 (2020年世界 農林業センサス) B: 平成27年 (2015年農林 業センサス) C: 平成22年 (2010年世界 農林業センサス)
	専業農家数	78	-	田	82	61	小 麦	-	-				コンバイン	88	-			
	第一種兼業農家数	78	-	畑	73	72	大 豆	67	0				動力田植機	81	-			
	第二種兼業農家数	88	-	樹園地	66	39	そ の 他 物 作	94	95									
	農業従事者数	78	58	草 地	96	45												
変 化 の 由		農家人口の他産業への流動		農地転用等		米作より畑作へ変換						農業の機械大型化						

第 6 節 地域環境の概況

田子町は青森県の最南端に位置し、南は岩手県二戸市及び八幡平市、西は秋田県鹿角市とそれぞれ接しており、北及び東は三戸町とそれぞれ接している。

町域は総面積241.98km²の広がりをも有し、東西に19.6km、南北に17.0kmの扇状を成しており、総面積の約8割が山林原野で覆われている。この山並みを源とする熊原川、相米川、種子川が町を四分する形で東方に流れ、主流熊原川に合流しており、これらの流域に沿った平地に水田が拓けている。

動物は主なものとして、ニホンアナグマ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマネ、ニッコウムササビ、ホンドモモンガ、トウホクノウサギ、キツネノスリ、ヤマドリ、イスカ、ヤマガラ、アオバズク、キセキレイ、ムクドリ、カワセミ、イワツバメ等が生息している。

第 4 章 一般計画

第 1 節 事業計画の要旨

1. 要 旨

本地区の農業水利施設は、一級河川馬淵川水系熊原川の上流部に位置し、受益面積23.9haの水田に農業用水を供給している固定堰である。

既設頭首工は頭首工地点において計画高水流量の流下能力不足や河床洗堀が確認され、大雨洪水時に堰や護岸等の付帯施設の機能喪失が強く懸念されているほか、河川管理者から堰改修に当たり、河川構造令に適合した改修計画とすることとし、現在の固定堰は原則可動堰化するよう指示を受けている状況にある。

このため、当該事業に取り組み、取水施設及び付帯施設を改修することで、用水の安定供給機能の維持と河川治水上の懸念を解消し、受益地の生産基盤の整備、農村地域の防災・減災対策を進めるものである。

2. 事業別面積

(第8表)

土地利用区分 事業目的	水 田 (ha)	畑						計 (ha)	備 考
		普通 畑 (ha)	果 樹 園 (ha)	牧 草 地 (ha)	茶 園 (ha)	そ の 他 (ha)	小 計 (ha)		
用 水 改 良	22.8	1.1	-	-	-	-	1.1	23.9	

第 2 節 営農計画及び土地利用計画

1. 営農計画の概要

本事業の実施により災害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。

2. 土地利用区分

(第9表-1)

土地利用区分 区分	水 田 (ha)	畑					小 計 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
		普通畑 (ha)	牧草地 (ha)	果樹園 (ha)	茶 園 (ha)	その他 (ha)						
現 況	22.8	1.1	—	—	—	—	23.9	—	—	—	23.9	
計 画	23.9	—	—	—	—	—	23.9	—	—	—	23.9	

3. 作付方式

田：水 稲 A= 23.9 ha

4. 生産計画

該当なし

5. 労働改善計画

該当なし

第 3 節 用水計画

1. 計画基準年

平成21年

2. 計画かんがい方式

水田：湛水かんがい方式 かんがい期間：5月上旬～9月上旬（代掻期間 5月上旬～5月下旬 15日間）

3. 計画用水系統

計画用水系統図（次頁参照）

4. 計画用水量

(1) かんがい用水

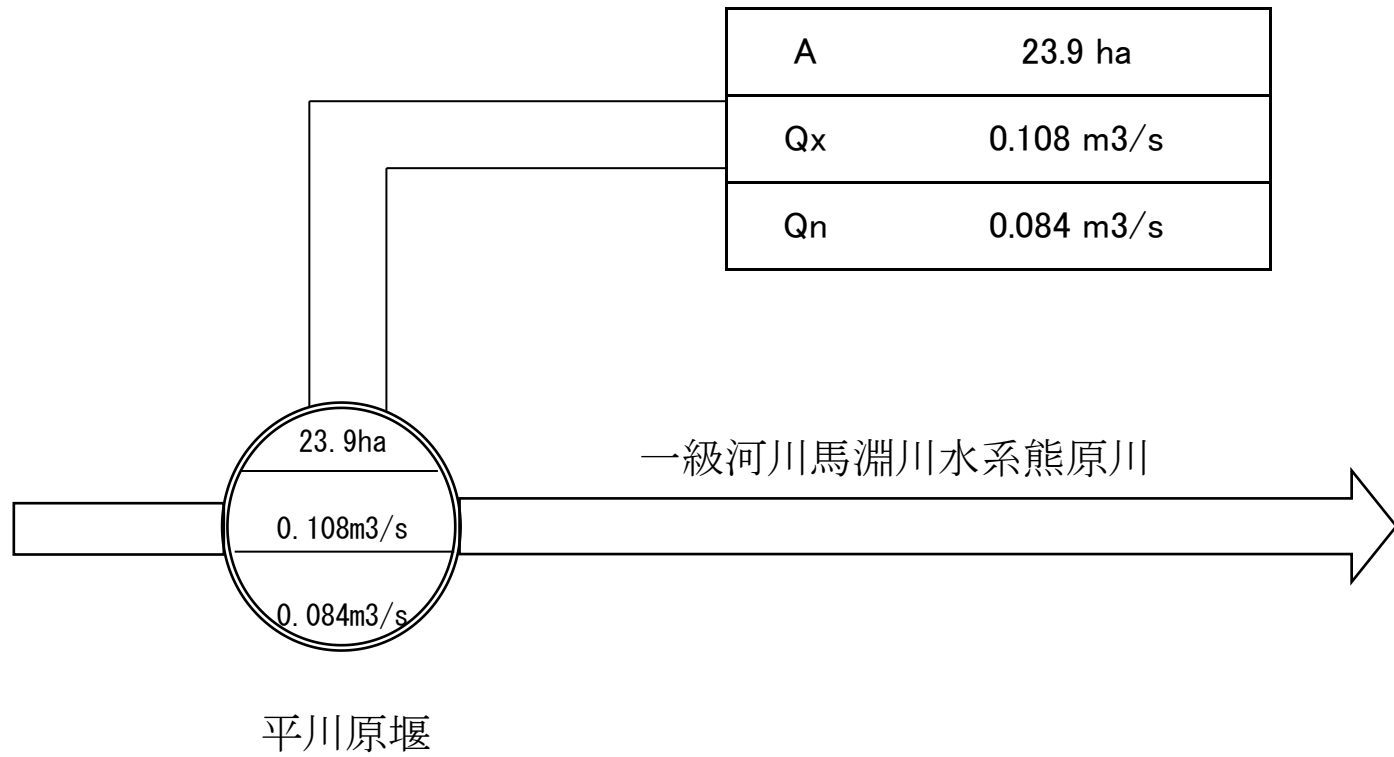
(第10表-1-1)

項目 系統名	種別	面積 (ha)	水田かんがい		面積 (ha)	水田畑利用			畑地かんがい			その他		消費水量 (m ³ /s)	損失率 (%)	粗用水量		備考			
			普通期	代かき期		一日当たり計画	平均かん水深	平均間断日数	面積	一日当たり計画	平均かん水深	平均間断日数	面積			計画平均	単位用水量		面積	平均	最大
			計画単位用水量 (mm/日)	計画単位用水量 (mm/日)																	
平川原堰	農業用水	23.9	—	—	23.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.088	15	—	0.108			

(2) 営農飲雑用水

該当なし

計 画 用 水 系 統 図



受益面積	A=23.9ha
代掻期最大	Q _x =0.108m ³ /s
普通期最大	Q _N =0.084m ³ /s

5. 水源計画

(1) 水利用計画
該当なし

(2) 用水対策

(ア) 貯水池
該当なし

(イ) 井堰及び自然取水口

(第10表-4)

項目 取水施設名	河川名	流域面積 (km ²)	かんがい面積 (ha)	取水量(m ³ /s)		渇水量 (m ³ /s)	備考
				最大	平均		
平川原堰	熊原川	37.9	23.9	0.108	—	—	

(ウ) 揚水機
該当なし

(エ) 用水路
該当なし

(オ) その他の水源施設
該当なし

(3) 水温水質
該当なし

第 4 節 排水計画

1. 計画基準雨量
該当なし

2. 計画排水方式
該当なし

3. 計画排水系統
該当なし

4. 計画排水量
該当なし

5. 排水対策

(1) 排水水門
該当なし

(2) 排水機
該当なし

(3) 排水路
該当なし

(4) その他
該当なし

6. たん水検討
該当なし

第 5 節 道路計画

1. 道路
該当なし

2. 路線配置図
該当なし

第 6 節 洪水調節計画

1. 計画基準雨量
該当なし

2. 計画洪水量及び調節量
該当なし

3. 貯水池
該当なし

4. 洪水調節検討

(1) 河川改修計画との関係
該当なし

(2) 洪水調節が下流に及ぼす影響
該当なし

(3) 計画基準雨量以外の降雨についての検討
該当なし

5. 管理計画

(1) 管理機構
該当なし

(2) ダム管理操作上の各種基準
該当なし

(3) 洪水調節要領
該当なし

第 7 節 農用地整備計画

1. 区画整理

(1) 区画の形状
該当なし

(2) 表土扱い
該当なし

(3) 末端道水路配置図
該当なし

2. 暗渠排水

(1) 暗渠排水
該当なし

(2) 心土破碎
該当なし

3. 客土
該当なし

4. 農地保全

(1) 防災林
該当なし

(2) 排水工
該当なし

(3) 浸食（崩壊）防止工
該当なし

第 8 節 老朽ため池改修計画

1. 洪水吐改修計画

(1) 計画基準雨量
該当なし

(2) 計画洪水量
該当なし

2. 堤体補強計画
該当なし

3. 取水施設改修計画
該当なし

第 5 章 主要工事計画

第 1 節 用水施設

1. 貯水池
該当なし

2. 頭首工

(第 15 表 - 2)

名 称	平川原堰			位 置	三戸郡田子町大字関			備 考
	堤 高 (m)	堤 長 (m)			取水位 (m)	取水量 (m ³ /s)	付帯施設	
固定部		可動部	計					
可動堰	1.3	0.0	12.5	12.5	213.0	0.108(代掻期) 0.084(普通期)	操作室	

3. 揚水機
該当なし

- 4. 用水路
該当なし

第 2 節 排水施設

- 1. 排水水門
該当なし
- 2. 排水機
該当なし
- 3. 排水路
該当なし
- 4. その他排水施設
該当なし

第 3 節 道 路

1. 道路の総括表
該当なし

2. 道路主要構造物
該当なし

第 4 節 洪水調節施設

1. 貯水池
該当なし

2. 頭首工及び導水路

(1) 頭首工
該当なし

(2) 導水路
該当なし

第 5 節 農用地整備施設

1. 区画整理
該当なし
2. 暗渠排水
 - (1) 暗渠排水
該当なし
 - (2) 心土破碎
該当なし
3. 客 土
該当なし
4. 除 礫
該当なし
5. 農地保全
 - (1) 防災林
該当なし
 - (2) 排水路
該当なし
 - (3) 浸食防止工
該当なし

第 6 節 老朽ため池改修施設

1. 貯水池
該当なし

2. 堤体補強施設

(1) 法面保護施設
該当なし

(2) 漏水防止工
該当なし

第 6 章 附帯工事計画
該当なし

第 7 章 工事の着手及び完了の予定時期

着 手	令和 8 年度	着工予定
完 了	令和 12 年度	完了予定

第 8 章 環境との調和への配慮

本地域及び周辺において、特に配慮すべき貴重な動植物は確認されていないが、護岸工の一部に植生配慮型ブロック及び魚類配慮型ブロックを取り入れ、魚類の生態系及び景観に配慮する。

なお、事業実施に当たっては、貴重な動植物等を施工区域で発見した場合、近くに移動又は移植し、貴重な動植物の生息区域では低騒音型の機械を使用する。

第 9 章 換地計画の概要

第 1 節 換地計画を作成する上での基本的な考え方
該当なし

第 2 節 換地区の設定

1. 換地区の名称・所在・面積
該当なし

2. 換地区を設定する理由
該当なし

第 3 節 換地計画樹立の基本方針

1. 従前の土地の地積の基準
該当なし

2. 用途別予定地積
該当なし

3. 農用地集団化の方針
該当なし

4. 非農用地換地の方法
該当なし

第 4 節 土地の評価及び清算の方法

1. 評価の方法
該当なし

2. 清算の方法
該当なし

第 5 節 換地計画樹立の年度計画
該当なし

第 1 0 章 事業費の総額及び内訳

(第 2 2 表)

区 分	事 業 費 (千円)	備 考
工 事 費	155,000	令和 7 年度単価
測 量 試 験 費	42,000	
用 地 買 収 補 償 費	3,000	
事 務 的 経 費	10,000	
計	210,000	

第 1 1 章 効 用

(第 2 3 表)

区 分	項 目	年総効果 (便益) 額 (千円)	年増加農業所得額 (千円)	備 考
	作物生産効果	14,859		食料の安定供給の確保に関する効果
	営農経費節減効果	△ 2,553		食料の安定供給の確保に関する効果
	維持管理費節減効果	△ 1,812	24	食料の安定供給の確保に関する効果
	災害防止効果 (農業)	150		農業の持続的発展に関する効果
	災害防止効果 (公共)	1,333		多面的機能の発揮に関する効果
	国産農産物安定供給効果	2,997		その他効果
	計	14,974	24	令和 7 年度単価

< 参 考 >

総 費 用 : 167,577 千円
 総 便 益 額 : 310,200 千円
 総費用総便益比 : 1.85

第 1 2 章 関連する事業
該当なし

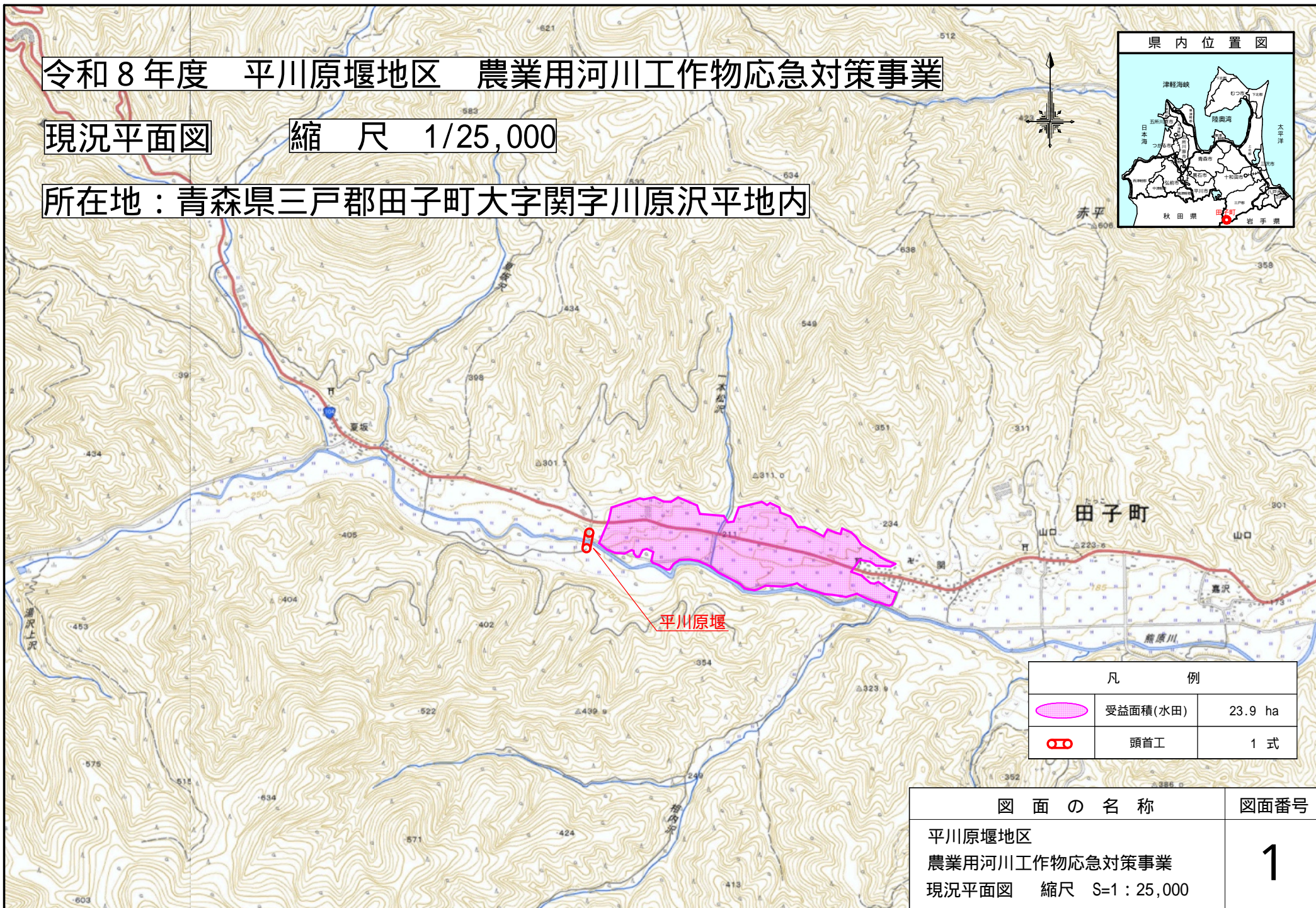
第 1 3 章 現況・計画図面

- 1. 現況平面図 別 添
- 2. 計画平面図 別 添
- 3. 主要構造図 別 添

令和8年度 平川原堰地区 農業用河川工作物応急対策事業

現況平面図 縮尺 1/25,000

所在地：青森県三戸郡田子町大字関字川原沢平地内



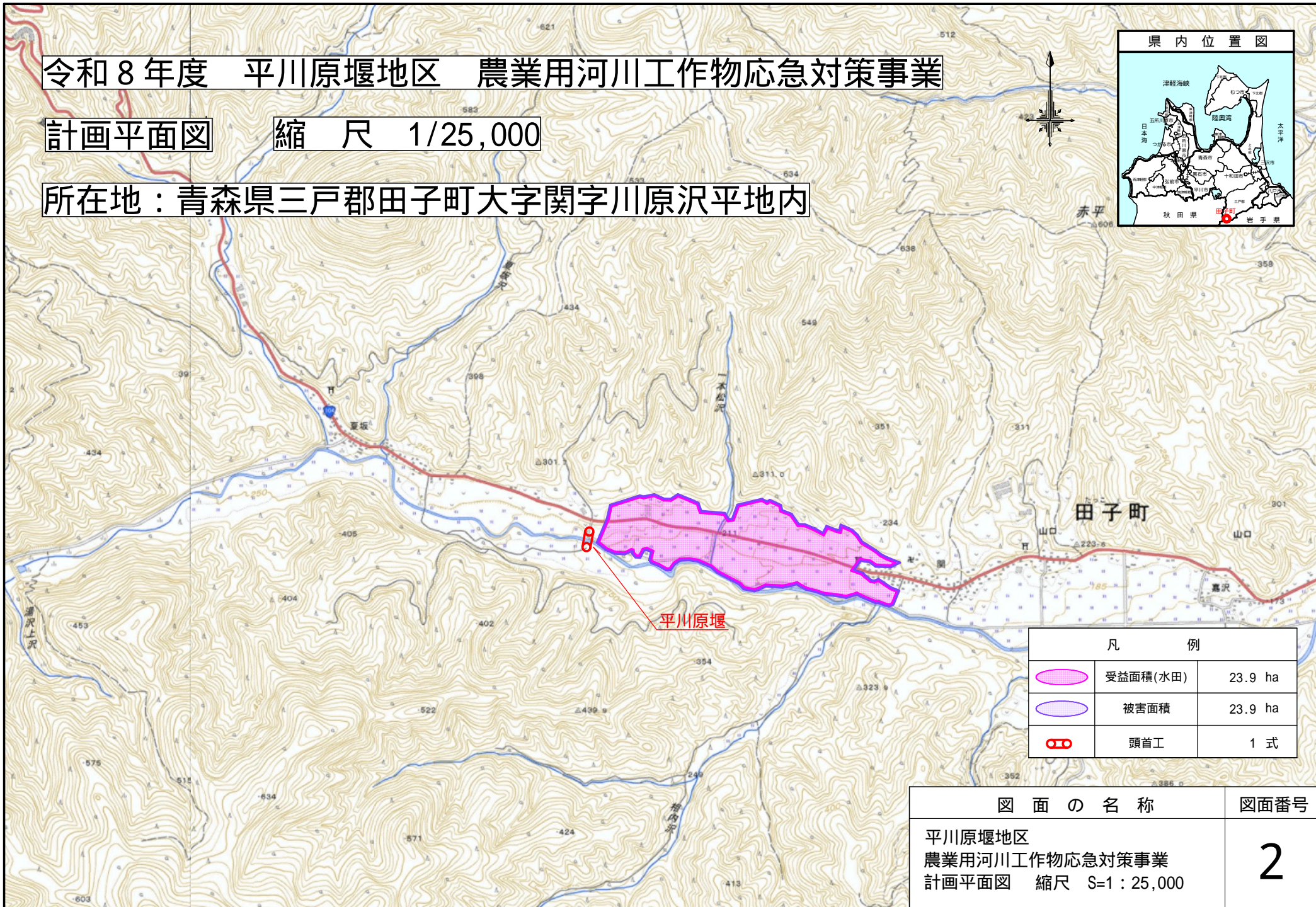
凡 例		
	受益面積(水田)	23.9 ha
	頭首工	1 式

図 面 の 名 称	図面番号
平川原堰地区 農業用河川工作物応急対策事業 現況平面図 縮尺 S=1 : 25,000	1

令和8年度 平川原堰地区 農業用河川工作物応急対策事業

計画平面図 縮尺 1/25,000

所在地：青森県三戸郡田子町大字関字川原沢平地内



凡 例		
	受益面積(水田)	23.9 ha
	被害面積	23.9 ha
	頭首工	1 式

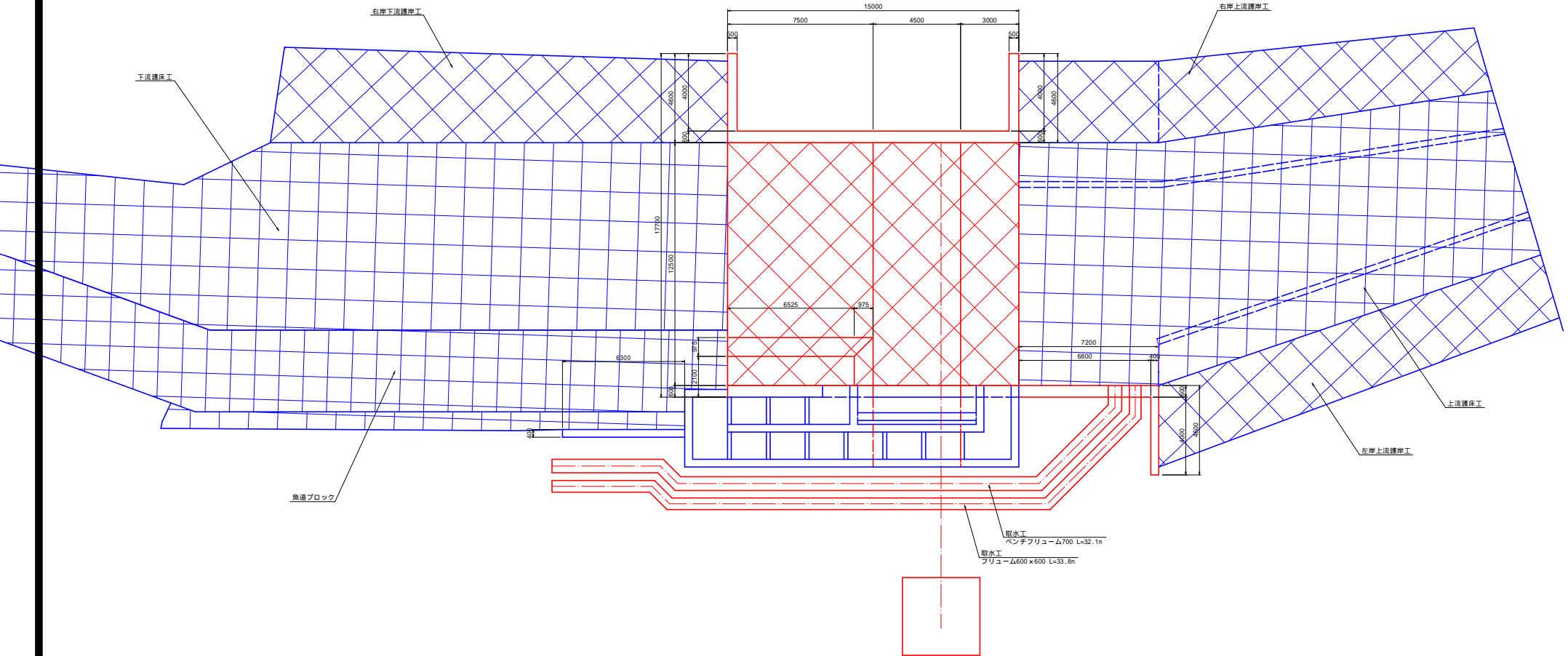
図面の名称	図面番号
平川原堰地区 農業用河川工作物応急対策事業 計画平面図 縮尺 S=1 : 25,000	2

主要構造図

頭首工一般図(1)

平面図

S=1:100



赤色：農業用河川工作物応急対策事業
青色：農業水利施設魚道整備促進事業

図面の名称

図面番号

平川原堰地区
 農業用河川工作物応急対策事業
 主要構造図 縮尺 S=1:100

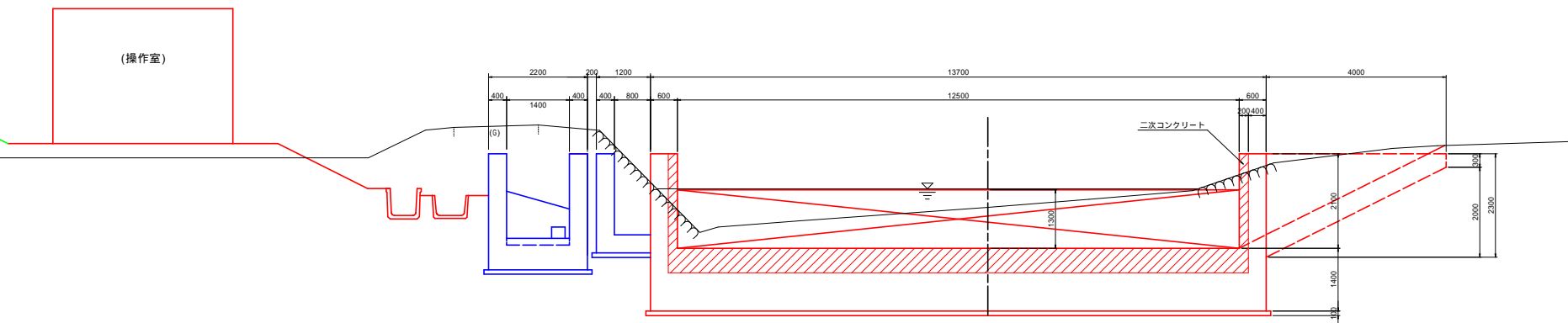
3-1

主要構造図

頭首工一般図(2)

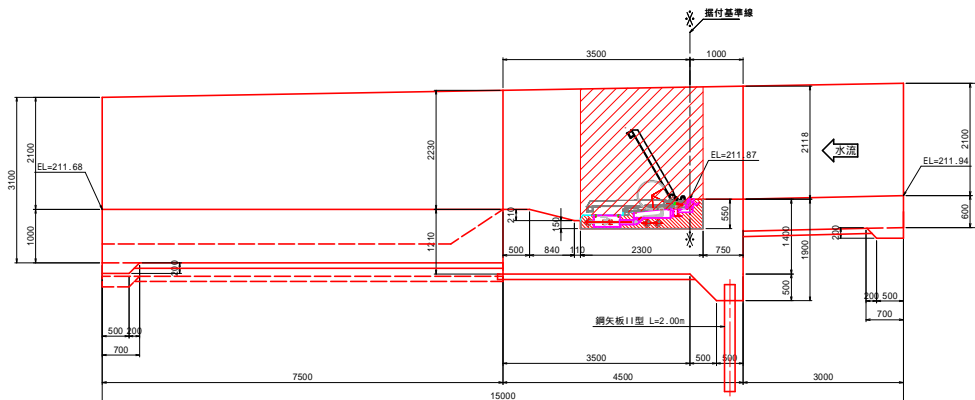
正面図

S=1:50



縦断面図

S=1:50



赤色：農業用河川工作物応急対策事業
 青色：農業水利施設魚道整備促進事業

図面の名称	図面番号
平川原堰地区 農業用河川工作物応急対策事業 主要構造図 縮尺 S=1:50	3-2